

公益社団法人新宮市シルバー人材センター
令和6年度 事業計画

人口の減少、少子高齢化が進行する中であらゆる場面で高齢者の活躍が期待されシルバー人材センターは人生100年時代といわれる超高齢社会で地域の高齢者の就業を通して地域社会に貢献する役割を担っている。

新宮市は約40%が65歳以上の高齢者でシルバー人材センター入会対象の60歳以上だと実に45%を上回っているが高齢者人口も減少している。

そのような中で地域の活性化を目指すシルバー人材センターは高齢者の生きがいつくりや社会参加等に限らず人手不足分野や現役世代を支える就業が期待されている。

シルバー人材センターの最重要課題である会員拡大については、全国シルバー人材センター事業協会、連合会、拠点センターで取り組んできたが数年にわたり新型コロナウイルス感染症の影響を受け伸び悩んでいたが早くコロナ前に戻すことが必要である。

また、デジタル社会が進展する現在、フリーランス新法が今年10月から施行され、契約方法も変更され、業務連絡や入会システムの導入などにも取り組むことになる。

令和6年度についても会員の拡大や就業機会の確保、安全就業の徹底等に会員、役職員が一体となり目標を達成するため以下のような様々な事業に取り組んでいくものとする。

1. シルバー人材センター事業（公益目的事業）

（1）就業機会の拡大と提供

- ① 高齢者に相応しい仕事を一般家庭や事業所、団体から新規あるいは継続で受注し、請負、委任又は派遣事業就業の形で会員にマッチングする。
- ② 地域における人手不足分野や介護等現役世代を支える分野の就業機会の確保に努める。
- ③ 急速に進展しているデジタル化に対応するためスマホなどICT（情報通信技術）の活用を図る。
- ④ 空き家管理や墓地清掃サービスを特色ある事業として推進し、地域の良好な生活環境の保全等に寄与する。

（2）安全・適正就業の推進

- ① 安全・適正就業委員会で安全意識の徹底のため安全・適正就業対策実施計画、安全就業基準を会員に配付し、安全かつ適正に業務遂行できるよう啓発する。
- ② 適正就業ガイドラインに沿った就業を目指し適正な就業時間、就業日数また就業形態、危険度等を精査し就業に努める。

- ③ 安全就業基準の遵守を求め、現場確認を実践するため安全パトロールを実施する。
- ④ 就業中や就業途上時における交通安全に対する注意の徹底を年4回の交通安全運動に合わせ会員に通知し啓発を図る。
- ⑤ 飲酒運転根絶に向けた酒気帯びの有無の確認、記録の保存やアルコール検知器でのチェックを行う。和歌山県公安委員会が開催の安全運転管理者講習に参加する。

(3) シルバー派遣事業の推進

- ① 派遣元の和歌山県シルバー人材センター連合会（以下「連合会」という）の新宮事務所として連合会が設定したシルバー派遣事業の目標達成に努める。
- ② 請負や委任に相応しくない業務については、シルバー派遣事業契約での就業を図るため発注者である派遣先の理解を得られるよう説明に努める。
- ③ 労働者派遣事業の推進に努め、労働者派遣法に定められた教育訓練を派遣元の連合会に協力し実施する。
- ④ シルバー派遣事業の拡大を通じて労働者派遣事業手数料の増額を図る。

(4) 高齢者活用・現役世代雇用サポート事業の促進

- ① 高齢者活用・現役世代雇用サポート事業を継続して実施し、人手不足分野や現役世代を支える分野の派遣事業が主となるようを推進する。
- ② 会員のために地域に密着した就業の機会を確保し、生きがいの充実や社会参加の拡大を図る。
- ③ 本年度の就業延人員などの事業実績が翌年度の補助金に反映される仕組みに見直されたため会員数や派遣就業延人員の拡大に努める。

(5) 就業率の向上

- ① 健康で働く意欲のある会員に希望職種の実業機会を提供することを目標に就業率を請負・委任、派遣合わせて70%を上回るよう取り組む。
- ② 新入会員には入会后、速やかに仕事を紹介するよう努めるとともに未就業会員にも可能な限り仕事の紹介を行い、未就業者の減少を図る。
- ③ 就業の提供にあたっては適性、希望職種等を考慮の上、公平・公正なマッチングに努める。

(6) 普及啓発活動の推進

- ① 10月のシルバー人材センター事業普及啓発促進月間に実施する奉仕活動への会員の積極的な参加を促し、地域の理解が広がるよう努める。
- ② シルバー人材センター事業の紹介、啓発のためチラシ配布、市広報・地方新聞の広告、ホームページ等を活用し、市民への周知と高齢者の入会促進に努める。
- ③ シルバー人材センターのイメージの転換を図り、就労の意欲ある高齢者の加入を

促進するためセンター、連合会及び全シ協が連携し効果的な広報活動を実施する。

(7) 講習会の開催

- ① 厚生労働省の委託事業の「高齢者活躍人材確保育成事業」等に協力し会員の知識能力の向上と新規会員の確保につなげる。
- ② 安全・適正就業を心がける中で全国的に事故が多く発生している刈払い機の取扱い講習会を開催し、作業に必要な知識や技能の習得を図る。
- ③ シルバー人材センターのデジタル化を推進する中でシステム環境の整備と会員の能力向上を進める必要がある。今年度はスマホ体験会やスマホ基本講座の講習会を実施する。

(8) 高齢者いきいきサポート事業の実施

- ① 新宮市の補助を得て取り組む高齢者等生活支援サービス事業「高齢者いきいきサポート事業」については、家事・福祉サービス事業、通院付添事業、空き家管理事業、シルバーショップ事業等を引き続き実施する。住み慣れた家庭や地域で安心して暮らせるように新宮市などと連携し実施する。
- ② サービスを提供する会員の高齢化や家事支援の就業を希望する会員が少ないなど課題がある中、就業会員の確保等に取り組むものとする。

(9) 介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の実施

- ① 平成29年度より改正介護保険法に基づき新宮市が主体となって実施している事業の受託者として介護予防を必要とする要支援1、2の対象者等が住み慣れた地域で暮らせるよう予防基準緩和型訪問サービスを実施する。
- ② 総合事業を公共性の高い介護予防・生活支援として継続的かつ安定的に実施していく上で従事者を確保するとともに関係者との情報交換などに努めるものとする。

(10) その他の事業

① 寝具乾燥消毒サービス事業の推進

平成15年度から新宮市より受託し、在宅高齢者、障がい者等で寝具の衛生管理が困難な方に対し専用車両で毎月1回市内を巡回し布団など寝具の乾燥消毒をしており、本年度も引き続き月に約60件実施する。

② ふれ愛収集事業の継続

市民の中で資源ごみをエコ広場に持参するのが困難な方に対し、新宮市の委託を受けて対象者の自宅を回り資源ごみを回収している。対象は持込可能な世帯員がいない障がい者及び要介護高齢者等の世帯で本年度も引き続き実施する。

毎月、約400件を11回に分けて収集している。

2. 法人管理事業

(1) 会員の拡大

- ① 会員の確保、拡大はシルバー事業を推進していく上で最も基本的なものでありコロナ禍も収束した今、この数年、少しずつ減少していたのを下げ止め本年度は、少なくとも前年度の会員数を上回るよう取り組む。
- ② 役職員はじめ会員による1会員一人紹介運動で友人、知人等への勧誘を図るとともに市広報誌の広告や地方新聞広告、ホームページ等の媒体を効果的に活用して会員募集を図る。
- ③ 高齢法改正による定年延長、再雇用制度など労働環境の変化や老後生活の多様化などにより会員拡大には厳しい状況の中、毎月3回（第1・第3・第4火曜日）の入会説明会を実施するとともに業務のデジタル化も検討する。

(2) 公益社団法人の運営

- ① センターの安定的な運営を維持継続するためには財政基盤の強化は必須でありシルバー派遣事業やサポート事業に積極的に取組み財源の確保を図る。
- ② 昨年10月1日からインボイス制度（適格請求書等保存方式）が導入されているが安定的な運営を目指し、経過措置（80%控除）を踏まえ適切な対応に努める。
- ③ 公益社団法人の目的である高齢者の福祉の増進を図り公益事業を適正に運営するとともに収支相償に配慮しながら効率的な財政運営、経費の節減に努める。
- ④ 和歌山労働局、ハローワーク、和歌山県県民活動団体室、新宮市、連合会等の指導、支援を受け、また連携を図り適切な法人運営を努める。

(3) フリーランス法による契約方法の見直し

- ① 令和5年5月12日に、いわゆる「フリーランス法」（特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律）が公布され、令和6年秋に法の施行予定。
- ② 会員もフリーランスに該当し特定受託事業者となる。会員が請負・委任で就業する契約について見直しを検討する。発注者が事業者の場合は業務内容や報酬を記載した会員業務仕様書を書面化か電磁的方法で明示することになる。
- ③ 新たな契約方法では、預かり金としてセンターを経由するが発注者と会員の契約となり、業務委託料も発注者が会員に支払うようになる。

(4) 総会・理事会の開催

シルバー人材センターの最高議決機関である定時総会については5月に開催し、理事会については年6回を基本に必要なに応じて開催し、案件の審議や事業の運営状況等の審議を行い理事の役割に果たす。また、監事は理事の職務執行を監査し、事務局に報告を求め業務や財産の調査を実施し監査報告を作成する。